

軽度者への福祉用具貸与の例外給付の考え方について

軽度者等への福祉用具の貸与にあたっては、一定の条件に該当する場合のみ例外的に保険給付の対象とすることが認められております。

1. 対象者

要支援1、要支援2、要介護1（自動排泄処理装置のみ要介護2、要介護3）

2. 対象種目

- ・ 車いす及び車いす付属品
- ・ 特殊寝台及び特殊寝台付属品
- ・ 床ずれ防止用具及び体位変換器
- ・ 認知症老人徘徊感知器
- ・ 移動用リフト
- ・ 自動排泄処理装置

3. 提出書類

◆ 市への確認が不要の場合

別表1・2に該当する場合については、基本調査の結果や利用者の生活環境等により、指定介護予防支援事業者または指定居宅介護支援事業者が貸与の判断をすることが認められていますので、これらに該当する場合は市への確認は不要です。

ただし、この場合でもサービス担当者会議では認定調査票の内容（基本調査の結果）や医師への確認等をふまえ、サービス担当者会議を開催し、福祉用具の貸与の必要性を十分に検討して適切な居宅サービス計画を作成してください。

◆ 市への確認が必要な場合

別表1・2に該当しない場合は市への確認が必要となります。

この場合、医師の医学的な所見に基づき必要性を判断することとなりますので、主治医の意見を十分に確認した後に市に相談をしてください。

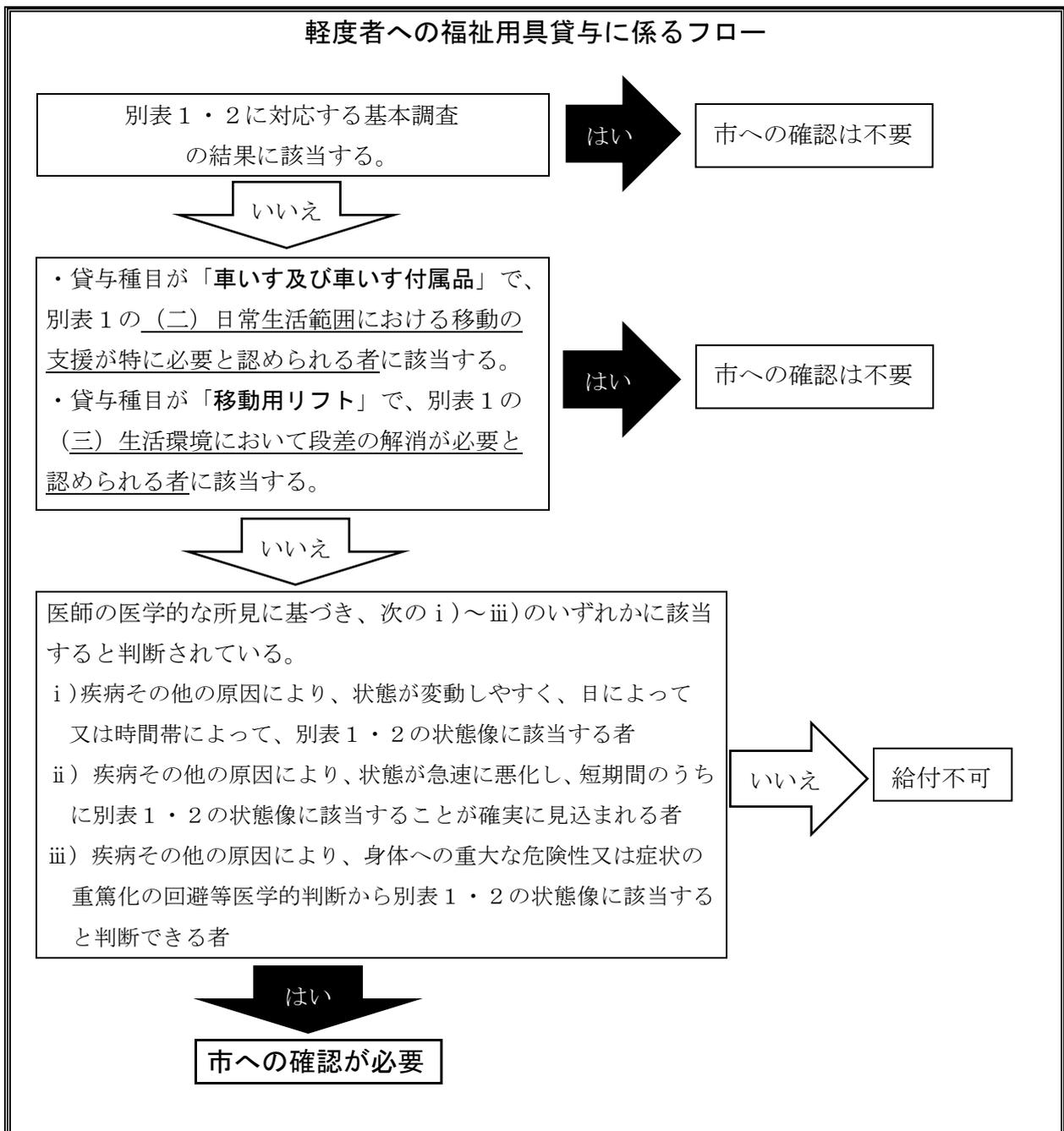
また、サービス担当者会議において、適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であると判断されているか否かを確認しますので、以下の書類を提出してください。

市では、相談内容と提出書類から保険給付に該当するか否かを判断します。

- ① 軽度者への福祉用具貸与例外給付理由書
- ② 居宅（介護予防）サービス計画書（主治医の名前、所見を確認した日を明記したもの）の写し
- ③ サービス担当者会議の記録の写し
- ④ 医学的所見の確認書類の写し（②又は③に明記されている場合は提出不要）

- ※ 必要に応じて、上記以外の書類の提出をお願いすることがあります。
- ※ 貸与給付算定の取扱いは、確認月の初日以降となりますので、注意してください。
- ※ 新規、更新および区分変更申請中の場合は、暫定プランで提出してください。
- ※ 更新などで新たに認定結果が出た場合は、改めて市への確認が必要となります。

確認ができた場合、承認印を押した①②の書類をお渡ししますので、ケアプランとともに保管してください。



【別表1】 要介護1以下（該当している場合、市への確認不要）

種目	貸与の対象者	基本調査の結果	必要となる手続き
車イス (付属品含む)	(一) 日常的に歩行が困難な者	1-7 「3. できない」	① 基本調査の結果を確認する。 ② サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。
	(二) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者		① 日常生活の範囲において、移動の支援が特に必要と認められるか確認する。 ② 主治医から得た情報をふまえ、サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。
特殊寝台 (付属品含む)	(一) 日常的に起き上がりが困難な者	1-4 「3. できない」	① 基本調査の結果を確認する。 ② サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。
	(二) 日常的に寝返りが困難な者	1-3 「3. できない」	
床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	1-3 「3. できない」	① 基本調査の結果を確認する。 ② サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。
認知症老人徘徊感知機器	(一) 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかの支障がある者 かつ (二) 移動において全介助を必要としない者	以下のいずれか ・ 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 ・ 3-2～3-7のいずれかが「2. できない」 ・ 3-8～4-15のいずれかが「1. ない」以外 ・ 主治医意見書において認知症の症状がある旨の記載がある かつ 2-2 「4. 全介助」以外	① 基本調査の結果を確認する。 ② サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。

種目	貸与の対象者	基本調査の結果	必要となる手続き
移動用リフト	(一) 日常的に立ち上りが困難な者	1-8 「3. できない」	① 基本調査の結果を確認する。 ② サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。
	(二) 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者	2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」	
	(三) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者		① 生活環境において、段差の解消が必要と認められるか確認する。 ② 主治医から得た情報をふまえ、サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。

【別表2】 要介護3以下（該当している場合、市への確認不要）

種目	貸与の対象者	基本調査の結果	必要となる手続き
自動排泄処理装置	(一) 排便が全介助を必要とする者	2-6 「4. 全介助」	① 基本調査の結果を確認する。 ② サービス担当者会議を開催し、福祉用具貸与を居宅サービス計画に位置づける。
	かつ	かつ	
	(二) 移乗が全介助を必要とする者	2-1 「4. 全介助」	